

全国総文弁論部門における『壇上へ持ち込める物』の規定について および令和7（2025）年度各道県弁論専門部体制の調査について

2025年3月 全国高文連弁論専門部事務局
koubunren-zenkoku-benron@news.ed.jp

《各道県理事向けアンケート結果について》

近年、各地で開催される弁論大会において、弁士が壇上にタブレットやスマートフォンなどの通信機器類を持ち込んで弁論している事例にどのように対応するか、昨年12月に各道県理事の皆様（31名）にアンケートをお願いしました。

「通信機器類の壇上持ち込みを禁止」と考える我々事務局の意向について、24名の理事から回答を得ました。結果は以下のとおりです。

「賛成」…23名：意見の大多数は「公平性に反する」「弁論は自分の言葉だけで相手にどう伝えるかが基本」「道具を使うのは弁論の本来の趣旨からずれている」というもので、多くの理事の方々に共通する意見でした。

「反対」…0名

「それ以外」…1名：理由としては「持ち込みの制限は表現方法の自由が阻害される」というものでした。

《アンケートを受けての事務局の見解と対応について》

弁論という行為は、あくまでも自身の主張を自身の声で届ける行為であり、その際には身振り手振りを交える場合も有り得るでしょうが、いわゆるパフォーマンスとして、何らかの小道具を駆使して表現するものではない、と考えます。特に、ほぼ標準で計時機能が備わっている通信機器類については、壇上に持ち込む行為そのものが『採点の公平性を損なう要素』になり得る可能性が高くなります。大多数の理事の方々も同様の意見と察します。

ただ、「賛成」と考える理事の中には、このような意見も含まれておりました。

『弱視などで紙では見えないためタブレットを使用したい場合があるかと思えます。そこで、特別な事情がある場合は申し出て許可を得るといような但し書きを追加してはいかがでしょうか。実際に県大会

で盲学校の生徒さんより申し出がありました』

このような身体的な事情の場合、規定をタテに持ち込み禁止にすることは、難しいのではないかと考えます。

また、「賛成」と考える別の理事から、このような意見も寄せられています。

『いずれは電子化の波に抗えなくなる時はくるはずだとも思う』

今後、どのように対処していくかは、事態の推移を見ながら判断していく必要性も感じております。

また「それ以外」という意見の理事の「表現方法の自由の阻害」という意見に関連して、以前我々事務局は、「1個の部品」や「1冊の本」を壇上に持ち込み、それらを壇上で掲げて弁論している事例に出会ったことがあります。「小道具を駆使して表現するものではない」と前述しましたが、部品や本自体には計時機能はありませんし、内容的に弁論を展開する上で効果を上げるものであり、特に問題視するようなことはありませんでした。

仮に、当初我々が考えていた『原稿用紙のみ持ち込み可』と規定した場合、本来問題視されないような様々な物が持ち込み禁止の是非を問う対象となりえ、表現方法の自由の阻害にとどまらず、疑義が度々生じ、大会運営上の新たな懸念材料となる可能性もあります。

以上を踏まえて、今夏の香川総文弁論部門においては、以下のように規定を変更（挿入）いたします。
壇上へ持ち込める物ではなく持ち込み禁止な物を規定し、事情がある場合の柔軟性を持たせた内容としています。

また今後、状況を見ながら2026年秋田総文以降での規定の変更もあり得ることをご承知おきください。

(1) 弁士は、マイクを使用して、7分以内に弁論を行い、論旨を訴えること(6分で1鈴、7分で2鈴)。

(2) 弁士は、『時計および計時機能を有する物、通信機器類(タブレット・スマートフォン・ウェアラブル等のデバイス)』を壇上に持ち込むことはできない。ただし、特別な事情がある場合は別途審議するので、大会実行委員会に事前に申し出ること。

(3) 以下略(…番号が1個ずつずれます)

【参照：岐阜総文弁論部門プログラム p.11 審査規定および方法(細則)…(1)の後に上記(2)を挿入】

《理事の皆様へ…今回の規定変更についてのお願い》

- ★年度末あるいは年度当初に各道県で専門部会が実施された際に、『全国総文では通信機器類の壇上持ち込みが禁止になる』という情報を部会内で共有をお願いします。特に、香川総文にエントリー予定の弁士(および指導者)には、情報伝達をよろしくお願いします。また今回の規定変更は、今年度岐阜総文から実施している採点規定の変更と同様、各道県大会にも同様に適用されるものではないこともご承知おきください。

《理事の皆様へ…令和7年度各道県専門部体制の調査への回答のお願い》

- ★この件について、以前お知らせしておりましたとおり、"Microsoft Forms"を利用した回答に形式を変更いたします。特別な設定やアプリは必要なく、インターネット環境があれば誰でも回答可能な設定にしております。

お忙しい中恐縮ですが、5月12日(月)までに回答いただきますようお願いいたします。

以下の方法1・2から回答方法を選択してください。

方法1) 以下のリンクをクリックすると、回答フォームが立ち上がりますので、ご回答ください。

<https://forms.office.com/r/Hu2F6yTjQh>



方法2) スマートフォン・タブレットからも、右のQRコード →→→→→→→
を読み込んでいただくと、同内容の回答が可能です。

今後、全国弁論専門部から理事の皆様への文書送付 (例：夏の専門部会・全国総文への招請文書) や、今回のような連絡事項の伝達について、郵便料金の値上げ状況や事務処理効率化の観点から、原則としてメールでの伝達 (データがある場合は添付送付) に一本化したいと考えております (必要に応じてHPも活用します)。

招請文書は、原則として学校経由でなければ有効とみなされない場合がありますので、2つのメールアドレスを入力してください。第一に所属校のアドレスを入力してください。また、所属校アドレス以外に、理事の皆様確実に情報が伝達できる公的なアドレス (例：所属校や教育委員会から与えられている個人アドレス) をサブで入力してください。メールでの伝達に支障をきたす場合は別途応じますので、ご連絡ください。